

○承第2号

「市長専決処分事項の承認を求めるについて」に関する資料

平成22年度市税条例改正の概要及び新旧対照表

財政局

## 平成22年度市税条例改正の概要

### (1) 市民税関係

1 平成25年度から、生命保険料控除を改組し、次の(ア)から(ウ)までによる各保険料控除の合計適用限度額を7万円とすること。(第32条第1項第5号及び第5号の2関係)

(ア) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る控除

- a 介護医療保険契約等に係る支払保険料等について、介護医療保険料控除(適用限度額2万8千円)を設けること。
- b 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ2万8千円とすること。

(イ) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る控除

一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ3万5千円とすること。

(ウ) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

(ア) b及び(イ)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(適用限度額2万8千円)とすること。

2 個人住民税の扶養控除(第32条第1項第11号関係)

(ア) 16歳未満の扶養親族に係る扶養控除(33万円)を廃止。

(イ) 16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。

なお、19歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除(45万円)及び23歳以上70歳未満の扶養親族に係る扶養控除(33万円)については、現行どおり。

(注) 上記の改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用する。

### (2) 固定資産税等の負担軽減措置等の見直し

納税者の視点に立って、公平で分かりやすい仕組みを構築する観点から、固定資産税を中心に見直し。

(ア) 公害防止用設備に係る特例措置の縮減(償却資産)(附則第6条関係)

- a ばい煙処理施設、産業廃棄物処理施設、廃油・廃プラ処理施設等の廃止
- b 指定物質排出抑制施設、ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場等の単純延長

(イ) 住宅関係特例の延長(固定資産)(附則第7条第1項及び第2項、附則第7条の第2第1項及び第2項関係)

- a 新築住宅特例、長期優良住宅特例 ⇒ 2年延長
- b 省エネ改修住宅特例、バリアフリー改修住宅特例 ⇒ 3年延長

(3) 市たばこ税の税率 (第96条の2関係、附則第20条の2関係)

市たばこ税の税率を次のように引き上げる。

(現行) (改正案)

- a 旧3級品以外 1,000本につき 3,298円 → 4,618円
- b 旧3級品 1,000本につき 1,564円 → 2,190円

(注) 上記の改正は、平成22年10月1日から適用する。

施行期日 平成22年4月1日